

事業仕分けについて

事業仕分けについて、次のような視点から質問が行われました。

【事業仕分けの必要性目的】

質問：なぜ今年に事業仕分けが必要だったのか。

部長：厳しい財政環境が続く中、現在行っているすべての事業を、これまでのやり方のままで継続して行政が担っていくには限界がきている。すべての事業について、さまざまな視点から徹底した見直しを行っていかなければならない時期にきているため、これまでの行政評価に、新たに事業仕分けの視点を加え、総合的な視点から、事業仕分けを行っていくことにした。

質問：事業仕分けの目的は何か。

部長：徹底した事務事業の見直しを外部の視点で行い、個別事業について担い手の見直しや制度の改善、適正な経費等の見直しを行うことにより、限りある財源をより有効活用すること、事業に対する職員の意識付けをすること、仕分け作業を公開の場で行うことにより市民の行政への関心を高めることを目的に実施した。

質問：来年度もこの事業仕分けを行っていく考えか。

市長：仕分け人との議論を通じて、課題の抽出ができたこと、職員が所管事業を見つめ直す大変有意義な機会になったこと、市民の行政に対する関心が高まったことなど、一定の効果があつたと認識している。



事業仕分けの様子

仕分けのやり方については、さまざまな意見もいただいており、今後、事業仕分けの効果や実施方法なども再検証して、来年度も実施する方向で検討したい。

質問：二月の代表質問では、事業仕分けを実施して歳出削減の際生み出された予算は子育てや教育、医療・福祉、優先度の高い事業に振り分けるとの答弁だったが、変更はないか。

市長：市民の命にかかわる緊急性の高い事業や子育て・教育・福祉などの分野に重点的に投下していきたい気持ちは全く変わっていない。

【仕分け事業の選定】

質問：今回の事業仕分けの対象事業の選定理由と方法は。

部長：平成二十三年度に実施を予定している事業、三年以上継続している事業、平成二十二年度予算でおおむね百万円以上の事業という三つの基準を満たす事業の中から、これまで懸案となっていた事業や課題を有する事業、費用対効果の検証や内容の精査が必要と思われる事業を中心に、市長、副市長、経営企画部長、総務部長をメンバーとする仕分け対象事業選定委員会において三十一事業を選定した。

【アンケート調査について】

質問：事業仕分けの結果についての市民アンケートの方法は。また、その結果を今後どう活用していくのか。

部長：十八歳以上の市民の中から二千人を無作為抽出し、郵送方式で実施したもので、アンケートの結果をもつて事業の方向性を決定するものではないが、アンケート結果については、事業仕分けの結果とともに今後の事業の方向性、事務事業の見直しに具体的に活用し、平成二十三年度予算に反映させていきたい。

【採択した陳情】

◆行政刷新会議の事業仕分けによる都市再生機構の見直しにあたり、UR賃貸住宅の公営住宅として継続、居住者の居住の安定策確立を求める政府への意見書の提出についての陳情

UR（独立行政法人都市再生機構）の「UR（独立行政法人都市再生機構）の見直しに当たっては、政府の責任のもとで適切な組織と管理システムによる

陳情の議決結果

◆高年齢者入浴助成券事業及びデイ銭湯事業の存続を求めることについての陳情

高年齢者の衛生と心身の健康維持、ひいては介護予防や医療保険減少のためにも、「高齢者入浴助成券事業」「デイ銭湯事業」の存続を推進してほしいというもの

◆不採択とした陳情

◆永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出を求めることについての陳情

公共賃貸住宅として継続すること、高齢者や子育て世帯等も安心して住み続けられる家賃制度に改めるための検討を行うこと、URの計画を根本的に見直し、国民が要望する新たな公共住宅再生、発展の政策をつくることを求める意見書を提出してほしいというもの

◆老朽化したクリーンセンターにおけるごみ焼却量をできる限り削減するために山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の建設を早期に進めることを求めることについての陳情

山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設は、本市にとって必要不可欠な施設であることから、焼却に頼らず、環境負荷の少ないごみ処理システム構築のために、建設実現に向け、議会として尽力してほしいというもの

◆鎌倉市のごみ問題に関し、「ゼロ・ウェイスト」を推進させることについての陳情

第二次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画における五つの基本方針に準拠し、その基本理念であるゼロ・ウェイストを達成する施策を実施することで、子どもたちに財政的なツケを残さないような未来への選択をしてほしいというもの

◆委員会及び本会議の審議結果

委員会、本会議ともに総員により採択

【可決した意見書・決議】

UR（独立行政法人都市再生機構）賃貸住宅の公共住宅としての継続、居住者の居住の安定策確立に関する意見書

本年4月26日に行われた行政刷新会議のワーキンググループによる事業仕分けにおいて、UR（独立行政法人都市再生機構）の賃貸住宅事業（賃貸住宅、関係施設の維持・管理、団地再生事業）について、高齢者、低所得者向け住宅の供給が自治体または国へ移行、市場家賃部分は民間に移行する方向で整理という評価がなされた。URの財務内容を見ると、多額の有利子負債、繰越欠損金を抱えており、その削減が課題となっている中、高齢者、低所得者向け住宅の供給が自治体または国へ移行された場合、地方財政が厳しい状況にあることから、政府における住宅政策の大幅な見直しが必要であり、また、すべてのUR賃貸住宅の家賃制度は、市場家賃が設定されていることから、すべての賃貸住宅の民間移行に道を開くことになる。本市のUR賃貸住宅であるレーベンスガルテン山崎の居住者は、高齢化が進み、大半の世帯が現在の住居での永住を希望していることから、UR賃貸住宅については、政府の責任のもとで、適切な組織と管理システムによる公共賃貸住宅として継続していくべきである。また、UR賃貸住宅の家賃制度については、居住者の生活実態を踏まえ、高齢者や子育て世帯なども安心して住み続けられる市場家賃制度に改めていくことが居住者の不安を取り除くこととなる。よって、政府におかれては、国土交通省に設置された独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会において、URの賃貸住宅事業の継続、市場家賃制度など居住者の居住の安定策確立の抜本的な検討と見直しをされるよう要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年9月24日 鎌倉市議会

特別支援学級の増設を求めることに関する決議

全国の特別支援学級の設置率は、平成20年5月1日現在、小学校で66.7%、中学校で64.9%となっている。しかしながら、鎌倉市における設置率は、小学校が16校中7校で43.7%、中学校が9校中4校で44.4%といずれも全国平均を大きく下回っているところである。障害児は、健常児との交流の中で、生活習慣を学び、友達と触れ合う喜びを知り、卒業後は自分に対して理解のある地域の中で居場所を見つけ、安心して生活していくことができるようになる。すなわち、障害者と健常者が、お互いに区別されることがなく、当たり前前に社会生活をともにできる町を整備していくことこそ、ノーマライゼーションのまちづくりの原点であると確信するものである。そのためには、障害児がそれぞれの地域の学校に通うことが、地域参加の第一歩であるが、特別支援学級が設置されていない学区がある鎌倉市の現状は、残念ながらノーマライゼーションの理念と相反するものであると言わざるを得ない。よって本議会は、市教育委員会に対し財政が厳しい状況ではあるが、特別支援学級の全校配置を速やかに実施できるように要望するものである。以上、決議する。平成22年9月24日 鎌倉市議会

バイオマスエネルギー回収施設整備事業の積極的推進を求めることに関する決議

平成22年度鎌倉市一般会計予算に計上されているバイオマスエネルギー回収施設整備事業は、これまで焼却処理していた下水汚泥と生ごみを合わせて発酵させ、回収したメタンガスをエネルギーとして利用するもので、ごみの焼却量を大幅に削減することが可能になるとともに、今や世界的な課題である低炭素社会の実現、循環型社会の形成とともに地球温暖化の防止に貢献する施設整備であり、地方自治体としても積極的に推進していかねばならない事業である。本市の焼却ごみは、名越と今泉の両クリーンセンターで合わせて年間約4万トン进行处理しているが、両クリーンセンターともに老朽化が進んでいる。一方、新規の焼却施設において広域的な処理を目指してきた本市と逗子市との協議は、本年2月4日、平成18年4月に両市で締結された覚書を解除し、新たな確認書が締結されたが、広域での焼却施設の整備を早期に実現することは困難な状況である。このような中で、焼却ごみの約4割を占める生ごみの資源化を図る山崎浄化センターのバイオマスエネルギー回収施設は、本市のごみ処理体制を確立する上でぜひとも必要な施設である。この施設が稼働することによって、焼却ごみの量を大幅に削減することができ、最もしばらく稼働している今泉クリーンセンターを停止することができ、名越クリーンセンターについても焼却量を減量することができる。バイオマスエネルギー回収施設の整備を前提としなければ、名越クリーンセンターの延命化を図る施設改修事業の根拠が明確にならず、まさにこの二つの事業は車の両輪と言える。したがって市長は、関係する地元住民の理解を得ながら、山崎浄化センターにおけるバイオマスエネルギー回収施設の整備事業を積極的に推進するよう強く求めるものである。以上、決議する。平成22年9月24日 鎌倉市議会

鎌倉市議会からのお知らせ

◆かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内
「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版（収録テープ）と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局 議事調査担当までお問い合わせください。

◆請願・陳情の出し方
市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

◆請願と陳情の違い…請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。
◆提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査、期限を過ぎての提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局
議事調査担当
電話：0467-23-3000 内線2448
FAX：0467-23-5825
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp